

公益社団法人 射水青年会議所

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人射水青年会議所 (Imizu Junior Chamber Incorporated) と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を富山県射水市沖塚原747番地の1に置く。

(目的)

第3条 この法人は、地域社会及び地域経済の発展と会員の指導力の開発に努めるとともに、国際青年会議所の機構を通じて国際理解を深め、世界の繁栄と平和に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第4条 この法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。

2 この法人は、これを特定の政党のために利用しない。

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 次世代を担う子ども達の心身を成長させ、郷土を愛する心や、道徳心を育む事業
- (2) まちや地域を牽引する人材を育成する事業
- (3) 地域住民、地域行政に対し、問題点を調査研究、提議し、諸問題を考え、解決していくことにより、更なる地域発展に寄与する事業
- (4) 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
- (5) 国際相互理解の促進及び発展途上にある海外の地域に対する経済協力並びに国際社会への貢献を目的とする事業
- (6) 障害者もしくは生活困窮者又は事故、災害もしくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業

- (7) その他第3条の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項に定めるほか、公益目的事業の推進に資するため必要に応じ次の事業を行う。
 - (1) 指導力向上を目的とする事業
 - (2) 国際青年会議所及び公益社団法人日本青年会議所との連携に基づく事業
 - (3) 広報事業
 - (4) 会員の意識向上事業
 - (5) その他前各号に定める事業に関連する事業
- 3 第1項の事業については富山県において行うものとする。

第2章 会 員

(会員の種別)

- 第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）の社員とする。
- (1) 正会員
原則として射水市に住所又は勤務先を有する満20歳以上満40歳未満の品格ある青年（この法人の事業年度中に満40歳に達した者を含む。）で、理事会において入会を承認された者
 - (2) 特別会員
満40歳に達したこの法人の事業年度の年度末まで正会員であった者で、理事会で承認された者
 - (3) 名誉会員
この法人に功労があり、理事会で承認された者
 - (4) 賛助会員
この法人の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人、法人又は団体で、理事会で承認された者

(入会)

- 第7条 この法人の正会員になろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し理事会の承認を得なければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、入会に関する事項は、規定に定める。

(会員の権利)

- 第8条 正会員は、この定款に定めるもののほか、この法人の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

2 特別会員、名誉会員及び賛助会員の権利については規定に定める。

(経費の負担)

第9条 正会員は、入会に際し総会において定める入会金を納入しなければならない。

2 名誉会員以外の会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第10条 会員がこの法人を退会しようとするときは、退会届を理事長に提出しなければならない。

(会員資格の喪失)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失するものとする。

- (1) 前条の規定により退会したとき
- (2) 死亡し又は失踪宣告を受けたとき
- (3) 破産手続開始の決定を受けたとき
- (4) 法人又は団体が解散したとき
- (5) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
- (6) 正当な理由なく会費を2年以上納入しないとき
- (7) 第13条の規定により除名されたとき

(会員資格喪失に伴う義務)

第12条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての義務を免れる。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の経費及びその他の拠出金は、これは返還しない。

3 会員は退会もしくは除名させられた場合、この法人の資産に対してなんらの請求もなし得ない。

(除名)

第13条 正会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議を得て、その正会員を除名することができる。

- (1) この法人の名誉を毀損し、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。
- (2) この法人の秩序を著しく乱す行為をしたとき
- (3) 正当な理由なく、会費を1年以上納入しないとき

- 2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、その正会員に総会の1週間前までに、理由を付して除名をする旨の通知をし、除名の決議を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。
- 3 特別会員が第1項各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議により、当該会員を除名することができる。
- 4 除名が決議されたときは、その会員に対しその旨通知するものとする。

(休会)

- 第14条 正会員がやむを得ない事由により長期間出席できないときは、理事会の承認を得て、休会することができる。ただし休会中の会費はこれを免除しない。

第3章 総会

(総会の構成)

- 第15条 この法人の総会は、全ての正会員をもって構成する。

(権限)

- 第16条 総会は、法人法に規定する事項及び本定款で定めた事項に限り決議する。
- (1) 正会員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任又は解任
 - (3) 理事長候補者の選出
 - (4) 定款の変更
 - (5) 解散及び残余財産の処分
 - (6) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受
 - (7) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
 - (8) 第50条第1項に規定する事項の決定並びに変更
 - (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(総会の種類)

- 第17条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種類とする。
- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(総会の開催)

- 第18条 定時総会は、年3回、原則として2月及び8月並びに12月に開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき

- (2) 総議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求が理事会にあったとき
- (3) 理事会が必要である旨議決したとき

(総会の招集)

第19条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から、理事長に対し、総会の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を示し、総会の召集を請求することができる。

3 第2項の場合を除き、総会を招集する場合は次に掲げる事項を理事会において決議しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会の目的である事項があるときは、当該事項
- (3) 総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨
- (4) 総会に出席しない正会員が電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

4 理事長は、第2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を社員総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

5 総会を招集する場合には、第3項各号に掲げる事項を記載した書面により、開催日の1週間前までに正会員に通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法により議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

6 理事長は、あらかじめ正会員の承諾を得たときは、当該正会員に対し、前項の書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。

(総会の議長)

第20条 総会の議長は、理事長の指名した者がこれに当たる。ただし、第18条第2項に基づき臨時総会を開催した場合は、出席した正会員の中からこれを選出する。

(議決権)

第21条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(定足数)

第22条 総会は、委任状、書面決議を含む総正会員の3分の2以上の出席をもって成立する。

(決議)

第23条 総会の決議は、法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定をするものを除き、出席した総正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は正会員として決議に加わることはできない。

3 前2項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) この法人の解散
- (5) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
- (6) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第24条 総会の議事については、書面又は電磁的記録をもって、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催された日時及び場所
- (2) 議事の経過の要領及びその結果
- (3) 次に掲げる意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - ① 監事による「監事を選任若しくは解任又は辞任」についての意見
 - ② 監事を辞任した者による辞任した旨及びその理由
 - ③ 監事による理事が総会に提出しようとする議案等に関する調査報告
 - ④ 監事による「監事の報酬等」についての意見
- (4) 出席した理事又は監事の氏名

- (5) 議長が存するときは、議長の氏名
 - (6) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- 2 議事録には、出席した代表理事及び監事は前項議事録に記名押印しなければならない。

(書面による議決権の行使など)

- 第25条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法により議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。
- 2 前項の場合において、第22条及び第23条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。
 - 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会決議があったものとする。

第4章 役員

(役員の設定)

- 第26条 この法人に次の役員を置く。
- (1) 理事 20人以上30人以内
 - (2) 監事 2人以上4人以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名以上4名以内を副理事長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、副理事長、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 4 この法人の役員は、正会員でなければならない。ただし、監事はこの限りではない。

(役員を選任)

- 第27条 この法人の理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
- 2 理事は、正会員の中から選任する。
 - 3 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。この場合において、理事会は、総会の決議により理事長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。
 - 4 監事は、この法人の理事又は使用人を兼任することができない。
 - 5 その他、役員を選任に関して必要な事項は、規定に定める。

(理事の職務及び権限)

- 第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副理事長は、理事長の職務全般を補佐する。
 - 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行するとともに事務局を統括する。
 - 5 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第29条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
 - 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
 - 4 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって、この法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときには、当該理事に対し、監事は、当該行為をやめることを請求することができる。
 - 5 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認められるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認められるときには、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

(役員任期)

- 第30条 理事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、選任された翌年の1月1日に就任し、その年の12月31日に任期が満了する。
ただし、再任を妨げない。
- 2 監事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、選任された翌年の1月1日に就任し、就任した翌々年の12月31日に任期が満了する。
ただし、再任を妨げない。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 理事又は監事は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任及び辞任)

- 第31条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の同意を得て、その役員を解任することができる。
- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき
- 2 第13条第2項の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合に準用する。

(直前理事長等)

- 第32条 この法人に、任意の機関として1名の直前理事長及び若干名の顧問(以下「直前理事長等」という)を置くことができる。
- 2 直前理事長等は、次の職務を行う。
- (1) 理事長の相談に応じること
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
- 3 直前理事長等の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 直前理事長は、前事業年度の末日において理事長であった者がこれにあたる。
- 5 直前理事長等の任期は第30条第1項の規定を準用する。

(役員報酬)

- 第33条 役員及び直前理事長等は無報酬とする。

(取引の制限)

- 第34条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにする、本会の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする、本会との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告

しなければならない。

- 3 前2項の取り扱いについては第40条第3項に定める理事会の規則によるものとする。

(責任の免除)

- 第35条 この法人は、法人法第111条第1項の役員のパ賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

- 第36条 この法人に理事会を置く。
2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第37条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。
- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職
 - (4) 規定の制定、変更及び廃止に関する事項の決定
- 2 理事会は法人法第90条第4項に定める事項を理事に委任することはできない。

(招集)

- 第38条 理事会は、毎月1回以上、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を召集する。
 - 3 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を記載した書面を示し、理事会の招集を請求することができる。
 - 4 法人法第101条第2項の規定により、監事は、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。
 - 5 第3項又は第4項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする理事会の招集通知が発せられ

ない場合は、その請求をした理事又は監事は、理事会を招集することができる。

- 6 理事会を招集する者は、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに各理事及び各監事に対し通知しなければならない。
- 7 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

- 第39条 理事会の議長は、理事長若しくは理事長の指名した者がこれにあたる。
ただし、理事長を選定する場合に限り、理事の互選とする。

(決議)

- 第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上が出席し、出席した議決に加わることのできる理事の過半数をもって行う。この場合において、議長は、理事として議決に加わる権利を有しない。
ただし、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 2 第1項の決議について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
 - 3 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。

(議事録)

- 第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議事録が書面をもって作成されているとき、出席した代表理事及び監事は前項議事録に記名押印する。

(報告の省略)

- 第42条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第28条第5項の規定による報告については適用しない。
 - 3 理事会の運営に関して必要な事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、

規定に定める。

第6章 例会及び委員会等

(例会)

第43条 この法人は、原則として毎月1回以上例会を開催する。但し総会を招集した月の例会はこれを省略することができる。

(室及び委員会)

第44条 この法人は、目的達成に必要な事項を調査、研究若しくは審議し、又は実施するために総会の承認を得て室及び委員会を置く。

- 2 委員長は理事のうちから、理事会の承認を得て理事長がこれを任命し、委員は正会員のうちから理事会の承認を得て委員長が任命する。
- 3 委員会の職務及び運営に関して必要な事項は、規定に定める。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第45条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 入会金
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

2 前項の財産は、この法人の基本財産とする。

3 この法人が解散した場合、財産処分に関する事項は、第56条に定める。

(財産の管理・運用)

第46条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事長が理事会の議決を経て定める。

- 2 基本財産のうち現金は、日本郵政株式会社若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け)

- 第47条 本会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を得なければならない。
- 2 本会が重要な財産の処分又は譲り受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を得なければならない。

(新たな義務の負担等)

- 第48条 前条の規定に該当する場合及び収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄を行おうとするときは、総会の議決を得なければならない。

(事業年度)

- 第49条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第50条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類等については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を得て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 3 第1項の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。
- 4 前3項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、その成立の日まで前年度の予算に準じて収入し、及び支出することができる。
- 5 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

- 第51条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 監事は、第1項の書類を監査した報告書を定時総会の14日前までに理事長に提出しなければならない。
- 4 理事長は、前項の監事の監査報告書を添えて定時総会に提出しなければならない。
- 5 第1項の書類については毎事業年度経過後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 6 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。また、これらの書類は作成した日より10年間保存しなければならない。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 7 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すかこの法人の財産に繰り入れるものとし、剰余金の分配は行わない。

(公益目的取得財産残額の算定)

- 第52条 理事長は、認定法施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第6項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

- 第53条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

- 2 認定法第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。
- 3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

（解散）

第54条 この法人は、総会において、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、また法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第55条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第56条 この法人が解散等により清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、この法人と類似の目的を有する他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（清算人）

第57条 この法人の解散に際しては、清算人を総会において選任する。

（解散後の経費の徴収）

第58条 この法人は、法令で定める場合を除き、解散後においても清算完了の日までは、総会の決議を経てその債務を弁済するに必要な限度内の経費を、解散の日現在の会員より徴収することができる。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第59条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

(情報の公開)

- 第60条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
- 2 情報公開に関する必要な事項は、法令の定めるところによる。

(個人情報の保護)

- 第61条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。
- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、法令の定めるところによる。

第10章 事務局

(設置)

- 第62条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局の職員は、理事会の承認を経て、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

(定款等の設置及び閲覧)

- 第63条 理事長は、次に掲げる書類を常に事務所に備え置かななくてはならない。
- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 役員名簿、職員名簿及び履歴書
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 総会及び理事会の議事に関する書類
- (6) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類
- 2 会員は、前項各号の書類をいつでも閲覧することができる。
- 3 理事長は、正当な理由なくして前項の閲覧を拒むことができない。

(委任)

- 第64条 この法人は、定款の運用を円滑にするため、本定款に別に定めがあるもののほか、理事会の議決を経て、施行に関する規程等を定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は山田淳史とする。
- 3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立を行ったときは、第49条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。